

新城市若者議会メンター市民制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新城市若者議会条例(平成26年新城市条例第57号)第1条に規定する新城市若者議会(以下「若者議会」という。)のメンター市民(以下「メンター」という)に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長は、若者議会にメンターを置くことができる。

(メンター)

第3条 メンターは、おおむね16歳からおおむね39歳までの者であって、市民、新城市若者議会委員経験者、新城市若者議会市外委員経験者又はメンター経験者のうちから、市長が選任する。

2 メンターの定数は10人以内とする。

3 メンターの任期は、メンターに選任された日の属する年度の末日までとする。

(メンターの役割)

第4条 メンターは、若者議会の委員と協働し、助言や指導等の政策立案に関わる支援を行うものとする。

(報償)

第5条 メンターに対する報償金は、年額36,000円とする。

(費用弁償)

第6条 メンターが会議等に出席するため旅行したとき又は公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給し、当該旅費については、新城市職員の例による。

(庶務)

第7条 この制度に係る庶務は、若者政策に関することを所管する課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。